

VII 設備投資をしたい方への支援策

1. 中小企業デジタル活用支援補助金(中小企業デジタル活用支援事業)

名古屋市内の中小企業の方を対象に、経営課題の解決に資するデジタル技術の活用に関する経費の一部を助成します。

(1) 補助制度の概要

区 分	通常枠	賃上げ枠	ロボット枠
対 象 者	名古屋市内の中小企業者		
補助対象事業	デジタル技術の活用により販路開拓又は業務プロセスの効率化につながる事業		
補 助 要 件	以下の条件を満たすこと。 【通常枠】 産業用ドローンを含まない場合：ア 産業用ドローンを含む場合 ：ア及びウ 【賃上げ枠】 産業用ドローンを含まない場合：ア及びイ 産業用ドローンを含む場合 ：ア、イ及びウ 【ロボット枠】 ア（名古屋商工会議所を除く） ア. 名古屋市新事業支援センター又は名古屋商工会議所においてデジタル技術の活用に関する相談を受けていること イ. 補助事業終了日を含む事業年度又はその翌事業年度において、給与支給総額を1.5%以上増加させる計画を策定し、従業員に対して表明すること ウ. 航空法第132条の40に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けていること		
補助対象経費	・ソフトウェア等導入費 ・設備費（産業用ドローン導入費を含む）		左に加え、ロボット導入経費を含むこと
補 助 率	1 / 2 以内		
補助限度額	10万円～100万円	10万円～150万円	10万円～500万円

※ロボット枠は令和8年度に採択を行い、令和9年度に補助金の交付を行います

(2) デジタル技術の活用に関する相談

中小企業デジタル活用支援マネージャーが、本補助金申請に係るデジタル技術の活用に関する相談や、補助金採択後のデジタル技術導入に係る相談にお応えします。

【お問合せ先】

(公財) 名古屋産業振興公社名古屋市新事業支援センター
 電話: 735-0808 FAX: 735-2065
 ホームページ: <https://www.nipc.or.jp/digitalgrants/>



2. 航空宇宙産業設備投資促進補助金

厳格な品質基準や認証、新たな技術革新や新型機への対応が求められる航空宇宙産業において、中小企業の販路拡大や生産増、一層高度な業務への対応に必要な設備投資に対してその経費の一部を助成します。

補助対象者	航空宇宙産業に関する認証等を受けている中小企業者
補助対象事業	市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計・製造・検査で使用する「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置又は構築する設備投資
補助要件	補助対象事業に係る投資額500万円以上
補助率	補助対象経費の10%以内
補助限度額	1,000万円（1企業1年度あたり）

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部次世代産業振興課

電話:972-2418 FAX:972-4135

公式ウェブサイト:

<https://www.city.nagoya.jp/jigyousangyou/1026356/1026468/1026470.html>



3. 市内企業再投資促進補助金（再掲）

長年にわたり市内の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。

補助対象	20年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う企業（※1）		
対象分野	以下の次世代成長分野又は「愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種（東尾張地域）」に該当する業種 (1) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） (2) 航空宇宙関連分野 (3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野 (6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野		
交付要件	投資規模要件	大企業	25億円以上
		中堅企業（※2）・中小企業	1億円以上
	雇用要件（※3）	大企業	50人以上
		中堅企業・中小企業	25人以上
補助対象経費	固定資産取得費用（土地を除く）		
補助率	大企業	4%以内（※4）	
	中堅企業	5%以内（ただし、みなし大企業は4%以内）（※4）	
	中小企業	10%以内（ただし、みなし大企業は8%以内）	
限度額	大企業	5億円	
	中堅企業	5億円	
	中小企業	10億円	

※1 新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要

※2 常時使用する従業員の数が2,000人以下の大企業

※3 支援期間中における常時雇用者数

※4 大企業及び中堅企業については、別に愛知県からも補助が受けられます

（固定資産取得費用の大企業は4%以内、中堅企業は5%以内（ただし、みなし大企業は4%以内））

【お問合せ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

電話:972-2423 FAX:972-4135

4. 固定資産税の特例措置等

中小企業等の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等の設備投資に対して、償却資産の固定資産税を軽減する特例措置を設けました。※一定の要件があります。

先端設備等導入計画の認定申請概要

計 画 期 間	3年間、4年間または5年間
労働生産性に関する目標	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること ※固定資産税の特例は別途投資利益率に関する要件があります。
対 象 者	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者 ※固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なります。
対 象 設 備	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 【減価償却資産の種類】 機械装置、測定工具および検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">設備取得の前に計画の申請を行い、認定を受けることが必要です。認定を受けるためには経営革新等支援機関の確認が必要です。固定資産税の特例を受けるためには投資計画に関する確認書および賃上げ方針を表明したことを証する書面の提出が必要です。 また、先端設備等導入計画の認定のほかに税務申告が必要です。

申請方法

市公式ウェブサイトからダウンロードした計画書の様式等にご記入の上、必要書類を添えて、郵送又は持参で経済局産業労働部中小企業振興課に提出してください。

経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100

（千種区吹上二丁目6番3号 名古屋市中小企業振興会館6階）

受付時間：月曜日から金曜日の9時～12時、13時～17時（祝休日を除く）

※お越し頂く際は必ずお電話で事前にご予約下さい。

※概ね2週間程度で認定書を交付します。余裕をもってご申請ください。



先端設備等導入計画認定後の支援制度

(1) 金融支援

計画の認定を受けた中小企業等は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

(2) 税制支援

計画の認定を受けた中小事業者等のうち、65ページの表に記載の要件を満たした場合、対象資産に係る固定資産税を3年間または5年間軽減します。

※先端設備等導入計画の認定とは要件が異なります。

※賃上げ方針の表明無しの場合は、固定資産税の特例を受けることはできません。

対象者		個人：常時使用する従業員数が1,000人以下である方 法人：資本金または出資金の額が1億円以下である法人。資本または出資を有しない法人の場合は、常時使用する従業員数が1,000人以下である法人（当該法人が通算親法人である場合には、下記(3)に掲げる法人を除く。） ※以下のいずれかに該当する法人は特例措置の対象外です。 (1)同一の大規模法人（資本金が1億円を超える法人等）に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人 (2)2以上の大規模法人に発行済み株式もしくは出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人 (3)他の通算法人のいずれかが下記の要件に該当する場合における通算法人 ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人のうち上記(1)または(2)に該当する法人 イ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人を超える法人		
		対象設備		設備の種類 用途または細目 最低価額 （1台1基または一の取得価額）
償却資産	設備ごとの要件	機械装置	全て	160万円以上
		工具	測定工具および検査工具	30万円以上
		器具備品	全て	30万円以上
		建物附属設備 ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く	全て	60万円以上
	共通の要件	<ul style="list-style-type: none"> 投資利益率が年平均5%以上の投資計画に記載された設備であること 先端設備等導入計画の認定後、令和9年3月31日までに取得すること 商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に直接供されるものであること 中古資産でないこと 		
特例期間	<ul style="list-style-type: none"> 1.5%以上の賃上げ方針を表明した場合 3年間、課税標準を1/2に軽減 3%以上の賃上げ方針を表明した場合 5年間、課税標準を1/4に軽減 			

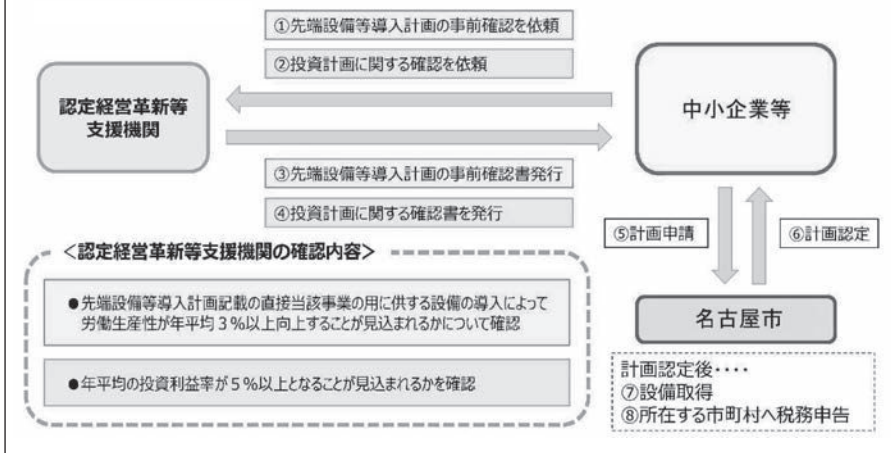
※賃上げ方針の表明無しの場合は、固定資産税の特例を受けることはできません。

※固定資産税の特例措置の詳細は市公式ウェブサイトでご確認ください。



固定資産税の特例について

固定資産税の特例について（スキーム図）



※認定経営革新等支援機関の一覧は、中小企業庁のウェブサイトに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>

【お問合せ先】

(制度や認定に関すること)

経済局中小企業振興課（経営支援担当） 電話:735-2100 FAX:735-2104

(固定資産税の特例に関すること)

金山市税事務所償却資産課税課 電話:324-9809



5. 経営強化支援資金 賃上げ環境整備資金（再掲）

賃上げを行う中小企業者を支援する融資制度です。

国の重点支援地方交付金を活用し、信用保証料の2分の1を免除します。

<p>経営強化 支援資金</p> <p>賃上げ環境 整備資金</p>	<p>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、生産性向上等の賃上げ環境整備のための設備投資に取り組み、次の①または②のいずれかの賃上げを行うこと</p> <p>①融資申込日を含む事業年度末時点又はその翌事業年度末時点の事業場内最低賃金を、決算が確定している直近の事業年度末時点の事業場内最低賃金と比較して30円以上引上げる方針について、従業員に対して表明していること</p> <p>②融資申込日を含む事業年度又はその翌事業年度の給与支給総額を、決算が確定している直近の事業年度の給与支給総額と比較して1.5%以上増加させる方針について、従業員等に対して表明していること</p>
融資限度	2億8,000万円
融資期間	設備資金 15年以内
利率（年）	<p>3年以内 年1.3%</p> <p>5年以内 年1.4%</p> <p>7年以内 年1.5%</p> <p>10年以内 年1.6%</p> <p>15年以内 年1.7%</p>

※融資利率は令和8年4月1日時点のものです。

利率等は変更になる場合がありますので、申込時に関係機関へご確認ください。

※賃上げ環境整備資金の取扱期間は令和9年2月26日保証承諾分までです。

ただし、保証料補助にかかる予算額の上限に達した場合は、上記期間より前に終了する場合があります。

※本資金の用途は設備資金となりますが、設備投資に付随する運転資金であって、その金額が全体の40%を超えない場合は、設備資金として取り扱うものとします。